

令和6（2024）年度第1回（第2期第10回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名		令和6（2024）年度 第1回（第2期第10回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時		令和6（2024）年6月24日（月）午後1時00分から午後2時40分まで
開催場所		第4庁舎第6会議室
出席した者の氏名	委員	(1) 石渡 和実 委員 (2) 榎 透 委員 (3) 大漣 純子 委員 (4) 大橋 弘子 委員 (5) 久々津 裕敏 委員 (6) 最所 義一 委員 (7) 平井 賞子 委員 (8) 堀井 めぐみ 委員
	事務局	市民文化局 人権・男女共同参画室 (1) 羽田野担当課長 (2) 松本担当課長 (3) 押田担当課長 (4) 柏崎課長補佐 (5) 佐藤係長 (6) 打越職員 【関係課】 (1) 健康福祉局 企画課 神田課長 (2) こども未来局 青少年支援室 佐藤担当課長
欠席した者の氏名		(1) 石村 卓也 委員 木澤 静雄 委員 (2) 市民文化局 人権・男女共同参画室 長沼室長 (3) 教育委員会 教育政策室 米倉担当課長
議事及び公開・非公開の別		議題（全て公開） 1 開会 2 審議事項 3 報告事項 4 その他 5 閉会
傍聴人数		—
報道		—

第2期第10回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

○羽田野課長 ただいまより、第10回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、今年度第1回目の協議会でございます。4月1日付の人事異動に伴いまして、事務局、それから関係課の職員が一部異動となっておりますので、新たに着任いたしました職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

市民文化局人権・男女共同参画室、長沼室長が着任しましたが、今日は別件で、今は出席できずにおりますので、それが終われば、後ほど参る予定でございます。それから、同じく人権室の押田課長でございます。

○押田課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 佐藤係長でございます。

○佐藤係長 よろしくよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 健康福祉局企画課の神田課長でございます。

○神田課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ほかの職員は昨年度と同じでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、会議成立の報告等をさせていただきたいと思います。

本日は、現在10人中8人の委員が出席してございます。委員の過半数が出席しておりますので、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則」第4条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の協議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本協議会は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象とする会議でございますので、公開が原則となっております。

なお、会議録につきましては発言者の名前を記載して作成することになりますので、よろしくお願いいたします。つきましては、御発言される際にはお名前をおっしゃってからお願いいたします。

それでは、ここから進行を石渡会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 皆さん、こんにちは。この協議会のいろんな検討事項も、本当に確定する段階に来ているかと思っておりますので、今日は報告について御説明をいただきますが、皆様、ぜひ、このことを言っておきそびれたということがないように、どうぞ、また今日もよろしくお願いいたします。

では、まず委員の交代について、事務局から説明をお願いいたします。

○羽田野課長 委員の交代について事務局より報告させていただきます。

川崎市社会福祉協議会により御推薦いただいていた高田委員の後任といたしまして、同協議会の久々津委員に、また、川崎人権擁護委員協議会より御推薦いただいていた峪委員の後任といたしまして、同協議会の平井委員に新たに御就任いただいたところでございます。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、新しく委員になられた久々津委員と平井委員に、一言ずつ御挨拶をいただけますでしょうか。

○久々津委員 川崎市社会福祉協議会の久々津でございます。新任でございますが、一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございます。

○平井委員 川崎人権擁護委員協議会の会長をしております平井と申します。峪委員の後に受けさせていた

だきました。ただ、9月からはまた別の者が参加させていただくということになると思います
が、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 久々津委員、平井委員ありがとうございました。

初めてという、ちょっと参加しにくいようなところもあるかもしれませんが、こちらは、
委員の皆様も事務局もとってもフレンドリーでやりやすいと思いますので、どうぞよろしく
よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ってよろしいでしょうか。

では、審議事項のまず1番目ということで、資料の1、答申の案を事務局から説明をして
いただきます。よろしくお願いいたします。

○柏崎課長補佐 お手元の資料1ですが、8月に、市長に会長、副会長から手交していただく予定の答申と
なります。表に表紙がございまして、1枚めくりまして、会長から市長宛ての答申という文書
がございまして、次に、目次が来ております。目次のページはまだ確定していないので、数字
自体はまだ変わる可能性がございます。

その裏面に、1、はじめにとあります。

ここから、前回御審議いただいた内容、2、審議の経過、3、答申～効果的な人権啓発手
法について～と、前回御協議いただいた内容です。

3（1）に網かけしてある部分については、前回、文言等について御指摘があったところ
について、反映したものととなります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、最後、4、おわりにとなっております、
その次に、別紙1、A3が折り込んであるところとなります。こちらにつきましても、前回
御協議いただいたところとなります。

A3の次に、今度は答申の参考資料がございまして、参考資料の1が、市長から本協議会
の会長宛ての諮問の文書。

続きまして、参考資料2として審議経過。今まで、本日を含めて全10回の記録がござい
ます。

その次に、参考資料3ということで、委員名簿がついております。上段10名が現在の委
員の名簿で、下段の表につきましては、途中で退任された方を掲載しております。

続きまして、参考資料4が条例となっております、一番最後、裏表紙があつてとなつて
おります。こちらが資料1となります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。ということで、報告書の案について、答申を御紹介いた
だきました。

前回審議していただいて修正したところについては、網かけの部分のように修正をしてい
ただけたということです。

では、今御説明いただいた資料1について、何かお気づきのこと、御質問も含めてあり
でしたらお願いをしたいと。

○平井委員 1か所ちょっとお聞きしたかったのは、4のエのところに、「市民にとってのメリット（ベネ
フィット）を明確化する」という、ここ括弧書きなんですけれども、次の裏のページは、エの
ところは、「メリット、ベネフィット」と明記してあるんですけど、ここの差、違いはあるん
ですか。括弧書きと。

○柏崎課長補佐 今の平井委員の御指摘は、（4）エのところに、「市民にとってのメリット（ベネフィッ
ト）を明確化する」とある。1枚おめくりいただいたその裏面には、エのところに、「市民に
とってのメリット、ベネフィットを明確化する」となっていて、（ベネフィット）ではないん

だけれども、こちらはそろえる必要があるか、もしくはどうなのかなという御指摘だと思います。

○石渡会長 議論の中で、メリットという言葉やベネフィットという言葉が、それぞれ委員の思いもあるのかと思うんですが、使われて括弧に入っていたのだったかなみたいに思ったりしたんですが、明確に違いみたいなのは、多分議論の中でもなかったかという理解でよろしいかと思うんですが、もしあれでしたら、誤解とか、ちょっと混乱をするかもしれませんので、今の平井委員の御指摘を受けて、どちらかに統一しますか。

○柏崎課長補佐 会長のおっしゃられたように、今までの議論の中で、ここの書き分けについてのお話はなかったかに記憶しております。ですので、括弧書きにするのか、点で打つのか、どちらかに統一したほうがよいかと考えております。

○石渡会長 では、どちらかに統一ということであれば、エところの本文のほうに、メリットの後に知らないことによるデメリットという言葉があるので、そろえるとしたらメリットに統一したほうがいいのかというのが、すみません、私の意見です。個人的な意見ですので、ほかの委員のほうで何かあれば。

○平井委員 ごめんなさい。私は、統一しろというのは、そういう意味で言ったわけじゃなくて、表記の仕方が、「メリット（ベネフィット）」となっているので、メリットとベネフィットはちょっと違うので、次のページの点のほうがいいかなと、そういう意味でということだけで言っただけですので、すみません。

○石渡会長 というふうに平井委員が補足してくださいましたが、でも、メリット、ベネフィット両方を並べなくてはいけない必然性もなかったかなみたいに思いますが、最所委員、お願いします。

○最所委員 私の記憶ですと、ベネフィットというのは、経済的な利益の部分を指しているもので、メリットの中の一例として、ベネフィットと挙げていたのではないかと思います。

というのは、後の「エ」のところを見てみると、「人権以外に対する動機（企業利益）だとしても、結びつくものを提示する」というようになっています。つまり経済的利益であったとしても、そこは、経済的だから扱わなくてよいというわけではなくて、そういった利益についてもメリットとして提案すべきだという、そのような議論だったと思うんですね。

だから、それを意識して、一番初めの「市民にとってのメリット（ベネフィット）」というのは、メリットの中の一例として、ベネフィットと書いたのではないかと思います。

そうであれば、メリット、ベネフィットで並列というよりは、メリットの中の一例としてのベネフィットだとすると、前の括弧書きのほうがいいのかなと思うんですけど、それはどうでしょう。

私は多分、この後に書かれているのが、企業利益だとしても、これはたしか、私が当時申し上げたところは、動機が必ずしも崇高なものじゃなくても、言ってみれば俗な動機であったとしても、それが得られるということが分かれば、それが取っかかりとなって、人権啓発が進んでいくんじゃないか、多分そういう議論をさせていただいたと思うんですね。

だから、その意味では、メリットの一例としてのベネフィットということであるのであれば、前の括弧書きのほうがいいんじゃないかと思っています。

○石渡会長 そうしましたら、ごめんなさい、この表記の仕方としては、最所委員は両方並べておいたほうがよいと思われる。

○最所委員 私は、初めのほうの「メリット（ベネフィット）」のほうがいいのかなと思っています、並列というよりは。どうしてもメリットの中でも、通常、違う意味では当然そうなんですけど、ベネフィット自体もメリットの一例として。それであったとしても、別にいいじゃないかとい

うような議論をさせていただいたかと思っていますので、そういう意味では、並列「、ベネフィット」よりは「メリット（ベネフィット）」のほうがいいのかなと思っています。

○石渡会長 そしたら、この書き方でよろしい。

○最所委員 統一したほうがいいかな。

○石渡会長 分かりました。

という最所委員の御意見もいただきましたが、ほかに何かお気づきの点、何かあれば。

○榎副会長 榎です。

この協議会での議論は、最所委員が言われたようなことだと思いますので、私もこれまでの経過を考えれば、「メリット（ベネフィット）で」統一したほうが、表記としてはいいかなというふうに考えます。

○羽田野課長 後半のほうは括弧書きとさせていただきます。今までのこの協議会の審議してきた経過が答申の中に見えるような形にまとめていくということからすると、今、お話があったように、括弧書きにするのがよいのかなと思いますので、事務局のほうでそのように修正させていただきます。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、そのように統一をしていただくということで、平井委員、どうもありがとうございます。

ほかに何か、この資料の1の関連でお気づきのことがおありの委員、いらっしゃいますか。特によろしいでしょうか。

(なし)

○石渡会長 ありがとうございます。

そうしましたらば、では、資料の1について確認をしていただきましたので、次に、資料の2について読み上げていただくということで、お願いいたします。

○柏崎課長補佐 それでは、資料2について読み上げます。

答申の本体につきましては、これまでの協議会の議論の経過等について、ある程度雰囲気が分かるような形とか、なるべく盛り込むような形ということで作っておりますけれども、こちらの資料2の内容については、それらの中で要素的に大事なところをまとめ上げたものとなります。

第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会「効果的な人権啓発手法について」（答申）（概要）。

答申日、令和6年8月21日。

1、諮問事項、令和4年9月5日。

諮問事項、効果的な人権啓発手法について。

諮問理由、人権尊重のまちづくりを推進していくためには、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援する必要があることから、効果的な人権啓発手法についてとりまとめるため諮問するもの。

答申期限、令和6年8月。

2、答申の構成。

(1) はじめに。

行政、市民及び事業者が人権問題に積極的に関わり、人権意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていくことは、川崎市の人権に関する基本目標の一つ。

人権市民意識調査の結果から、「人権の尊重」について市民が実感を持って答えることが難しい状況等。

（２）審議の経過。

第１回～第１０回の協議会の開催。

（３）答申。

Ⅰ、基本的な考え方。

第２期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）は、答申の方向性を定めるに当たり、とりわけ啓発を行うことの重要度が増してきている現状を踏まえ、各人権施策の課題に幅広く対応し、かつ、今後の社会情勢の変化や新たな事象に柔軟に対応できる手法を提示することが、川崎市の人権施策の展開において実用的であり、より効果的な啓発につながるものと考えた。

Ⅱ、啓発手法について。

各委員が積極的かつ闊達に議論し様々な角度からの忌憚のない意見を出し合い審議を積み重ねていく中で、各委員からの意見は、ある程度分類して整理することができることが分かってきた。

具体的には、啓発手法を考える上で、「対象者（誰に）」「テーマ（何を）」「時期（いつ）」「場所・場面（どこで）」「方向（どのように）」「市民に期待する効果」の６つの「要素」が重要であることが分かった。

そして、それぞれの「要素」ごとに具体例を挙げ、啓発対象の人権課題に合わせて６つの「要素」を様々に組み合わせることにより、より効果的な啓発手法を見出すことができるのではないかと議論した。

Ⅲ、効果的な啓発を行うための視点。

効果的な啓発を行うための大切な視点について分類・整理したものを次に掲げる。これにより、啓発に対する目的や手法に対する理解度が深まるほか、事業の目的・目標がより明確になると考える。

１、情報を受け取る市民（受け手中心の）目線を持つ。

常に市民の目線に立ち、どのような情報発信方法を採用すれば良いかを考え、啓発内容が自分に関係があるかもしれないと思うように啓発を行う。

２、ターゲットを絞る。

ターゲットを絞ると、啓発の対象が見えてくる。相手が見えてくれば、生活シーンや行動等を思い浮かべることができ、対象者にどのように寄り添って啓発を行えばよいかが見えてくる。

３、具体的なゴール・目指すべき姿をもって啓発を行う。

市民にどのような行動をしてほしいのか、ターゲットの行動変容は何かを強く意識して啓発を行うことが大切である。

４、市民にとってのメリット（ベネフィット）を明確化する。

市民が啓発内容を知ることにより得られるメリット（ベネフィット）や、知らないことによるデメリットを明確に意識して啓発すると、市民は自分のこととして積極的に情報を獲得するようになり、行動も変わってくる。

５、心理的ハードルを下げる。

「お手軽」や「お気軽」に情報に接することができる啓発手法を意識しながら行うことが大切である。

IV、人権啓発における「効果的な」とは。

諮問事項や諮問理由にある人権啓発手法における「効果的な」とはどのような状態を指すのかについて議論を深め、本協議会が「効果的な」と位置付けたものを次に掲げる。

1、情報を受け取る市民（受け手中心の）目線を持つ。

一つ目、市民が発信者になる機会を作ること。

二つ目、受け手が身近に感じる様々な立場の発信者を用意すること。

三つ目、受け手が行動するきっかけとなること等。

2、ターゲットを絞る。

一つ目、対象者を絞ってピンポイントで伝えること。

二つ目、場面、対象、置かれた人によって効果が異なることを認識すること。

三つ目、これから未来を担っていく子どもたちを対象とすること等。

3、具体的なゴール・目指すべき姿を持って啓発を行う。

一つ目、受け手が新たな知識を得られること。

二つ目、無関心層に対する啓発により、川崎市の人権意識を全体的に底上げすること。

三つ目、企業の取組ではカバーしづらい領域を市がカバーしていること。

四つ目、とぎれのない広報手法を提供すること。

五つ目、費用対効果の側面から考えられていること等。

4、市民にとってのメリット（デメリット）を明確化する。

一つ目、人権以外に対する動機（企業利益等）だとしても、人権に結びつくものを提示すること。

二つ目、もっと深く知りたいというニーズにつながる手立てを提供すること。

5、心理的ハードルを下げる。

一つ目、人権の学びのハードルを下げること。

二つ目、誰にでも伝わること。

V、一般的な啓発手法の提示。

今日、市民の情報取得方法は多様化しており、様々な人権課題に対して画一的な手法により啓発を行っていたのでは、効果的な啓発を実現することが難しい場面も出てきている。

そこで本協議会では、様々な啓発手法を有機的に連結し、より効果的な手法を川崎市自身が積極的に開拓し、地道にきめ細かく人権啓発を行っていくことが、最終的には最も効果的な結果を導き出すものと考え、今後、川崎市が時宜を得た啓発手法を選択実施できるようにするため、次のような人権啓発手法を提示する。

II、啓発手法に挙げた6つの「要素」にそれぞれ具体例を設定し、その具体例を組み合わせる（掛け算する）。

各「要素」の具体例詳細は、答申別紙1。答申本体の別紙1に飛ばしています。A3のもので。

VI、具体的な啓発手法の提示。

上記Vの一般的な人権啓発手法から転じて、いくつかの個別具体的な人権課題に応じた啓発手法についても議論した結果、人権啓発手法として効果的と考えられる組合せを提示する。

詳細は、答申別紙2。答申本体のA3のほうに、やはり飛ばしています。

これらのうち、川崎市が取り組んでいるものについては引続き行い、その他については今後活用の可能性を探りつつ、適宜実践していくことを要請する。

VII、委員の関心が特に高かった項目の提示。

本協議会の審議の中で特に委員の関心が高かった項目として、次のものが挙げられる。人権啓発を行う際には、次の項目も念頭に置いて啓発手法を検討し、実施していくよう要請する。

- 1、無関心層への啓発。
- 2、市内居住歴が浅い市民への啓発。
- 3、ナッジ（「そっと後押しする」という意味で、「軽く促す小さな工夫で人の行動をより良い方向に変えることができる」という理論）を活用した啓発。

VIII、その他意識調査の結果について。

諮問理由の中に、意識調査について次のような記述がある。

『「人権の尊重」という問いに対して、市民が実感を持って答えることが難しい状況が見られます。』

このことに対し、本協議会で次に掲げる意見が挙がった。

1、川崎市民は、むしろ人権に対する意識、関心が高いからこそ、現実を厳しく評価しているとも考えられる。

2、意識調査で、きちんと人権が守られているかという項目については、川崎は他都市に比べて厳しい結果であったが、一方で、人権課題への関心という項目については、関心があるテーマが他都市よりも多かったという結果であった。関心があるから、知識があるからこそ、現実とは少し見合っていないという感覚が生まれてくると考えられる。

以上が、（3）の答申になります。

（4）終わりに。

お手元の資料上は、（3）の右上のところに（4）が書いてあります。

（4）終わりに。

川崎市の人権啓発がより効果的かつ効率的に行われることを要請する。

「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまちかわさき」が実現できるよう、川崎市の取組に期待する。

以上となります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

私も人権ということにかなり関わっているんですが、啓発というのは本当に難しいとずっと思ってきましたが、この川崎の整理は、いろいろ新しい発見があったと個人的には思っております。

本当に適格に概要を整理していただけたのではないかと思います。委員の皆様、御質問を含めて、何かお気づきのことがあったらお願いをしたいと思います。

どうぞ、最所委員。

○最所委員 これも先ほどのところのローマ数字のⅣのところ、メリット（ベネフィット）。ここは御修正いただくということで。

○柏崎課長補佐 修正させていただきたいと思います。

○石渡会長 では、先ほどの議論に基づいての修正をお願いいたします。

ほかに何か。大漣委員などは。

○大漣委員 特にはございません。

○石渡会長 特にないでしょうか。見えない方とか、聞こえない方とか、情報保障の難しい方について、こういうことをお知らせするときに、何かこういうことに気がつけたらみたいな、大漣委員として、何か今特にお考えのこととかがあれば。

○大漉委員 改めて加えるということ。

今、この資料2でしたか、に加えるということでしょうか。ではなく。

○石渡会長 加えるということではなくて、この資料2を、例えば見えない方、聞こえない方に情報提供するときに、こんなところに気をつけてほしいとかというようなことが、大漉委員の立場でありましたら、ちょっと聞かせていただけたらと思ったんですが。

○大漉委員 そうですね。これは前もっていただいていたよな。この資料2は。

○柏崎課長補佐 はい。

○大漉委員 そうでしたな。ですので、主人を介してですが、読むことができました。

今、私は本当にこういうデジタル的なことは不得手なんですが、視覚障害者に関しては、我々と今皆さん、そうですね、いろいろ機械も発達してまして、こういう墨字、ごめんなさい、普通の活字ですね。墨字を何か機械にかざすと、音声で、即音声で出るというような機械もあるんですね。ですが、そういう方がだんだん増えてきますので、割合とこれからは、役所から出るこういう墨字のものは割合といいかなとは思いますが。

私は点字で読んだほうが頭に残るというんでしょうか、ですが、これを点字にすると、結構すごいボリュームなんですよね。点字は漢字の部分がないんですよ。ですので、一文字、一文字ですので、どうしても量が多くなってしまってます。ですので、期限があるものだとかなかなか点字だと読みこなせないということがあります。ですので、今日もですが、ガイドヘルパーさんに読んでいただいておりますので、大体会議に出ておりますので、大体のところは分かります。

そうですね。聴覚障害者の方は、普通の字はお読みになるので、細かい例えばそのときに出了た質問事項とか、修正箇所なんかは、やはり手話通訳さんというんでしょうか、が、必ずこういう会議のときは市のほうから派遣されてくるので、ある程度は大丈夫かなと思っております。以上です。

○石渡会長 どうもありがとうございました。とても分かりやすい情報提供をありがとうございます。

今の大漉委員の御意見で、点字で資料が必要な方もいるし、今、割と音声に変換してというところで、デジタル機器を使う方なんかはずっと情報が入るんですけど、そういうデジタル機器などが利用できない高齢者のこととかも含めた情報提供みたいなことが、ちょっと別の会議のところで話題になったりしたんですが、本当にいろいろな方たちに、漏らすことなく届くような手法は考えなくてはいけないのかなと、今ちょっと大漉委員の御意見を聞いていて思いましたが、ちょっとこれはまた後で、後の課題になるかと思いますが、失礼しました。

あと、この概要のまとめについて、何かお気づきの方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いしたいと思います。堀井委員、何かよろしいですか。

大橋委員や。

○大橋委員 ありません。

○石渡会長 よろしいですか。

榎先生、ちょっと評価なども含めて。

○榎副会長 資料2、概要を拝見しました。これまで、この協議会で議論、検討してきた答申、先ほど確認したものでございますが、これもコンパクトに、しかも要点が分かりやすく整理されていて、これは一般の市民の人が見ても、どういう答申があったのかなというのが、一目で分かるような形でまとめられていると思います。

ここに委員で、今日、参加された久々津委員と平井委員を除けば、ずっと見てきていること

もありますが、もしかしたら初めて今日御覧になった委員だと、この点が気になるということがあれば、ちょっと聞いてみたいというふうには個人的には思っています、よく、私から見ると、やはり啓発の手法を考える上での必要な要素であるとか、視点であるとか、あと、こういったものを踏まえた上で、一般的な啓発手法と、それから具体的な啓発手法をうまく取りまとめることができたのではないかというふうに考えています。これが、どうこれから評価され、そして、どうこれに基づいて実施するのかなというところに、やはり関心があるものでございますから、もしこれで何か、今日初めて、あるいは事前にメールでもいいですけども、この場で初めてこれを、これについて御意見をいただけるのであれば、ちょっと聞いてみたいというふうには思います。

○石渡会長 ありがとうございました。

今までの議論を踏まえて、きれいに整理をしていただけたというふうにいただきましたが、新しい委員の方から何かということで、ぜひ、お願いいたします。

○久々津委員 本日は、最初の資料1のものを資料2にきれいにまとめていただいているという印象を持っております。

初めて読んだ人間としても、者としても、この答申、特に（3）について、資料1の答申本体をうまく項目ごとにまとめて、非常に読みやすかったというのが本音でございます。

それぞれの項目については、これまで出てきたものをちゃんとポイントを拾われているということを確認させていただきましたので、これでよいのではないかというふうに思っております。私でも理解できるので大丈夫だと思います。

○石渡会長 今まで議論に加わっていなかったお立場からでも分かりやすいという評価をいただきましたが、平井委員、何かお気づきでしたら、お願いしてよろしいですか。

○平井委員 私も資料を事前に見させていただいて、今までよりも資料2がまとまっていて、すごく読みやすかったです。とてもいいと思います。ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。

○最所委員 すみません。私、この表自体は、資料としてすごくまとまっていると思うのですが、視覚障害者の方の視点を考えた場合、この箱というか、四角ごとに飛んでいますよね。だから先ほどのお話だと、例えばコンピュータを使って読み上げをするとしたときに、読み上げる場合に、多分縦から読んでいくのではないかと。だから、もし読み上げのものを作るのであれば、1、2、3という、要するにテキストファイルだけで、読む順番を間違いないというのも1枚あったほうが、機械に読ませることを考えると良いのではないかと、多分これだと、2、3というふうに読んでくれるかどうか分からなくて、特に審議の経過で横に読むとすると、（2）審議の経過、（4）おわりにというふうに行っちゃったりする可能性があるのではないかと思うんです。だから、もし視覚障害者の方が機械的に上から読むということを前提とするのであれば、本当にテキストファイルとして、この要点をまとめたものを、データとして一つ提供すれば別に読めるんじゃないかなと。間違っ読まれないというところがあるの。これは多分すごく手間がかかる話ではないと思います。ちょっと御検討いただければと思いました。

これは表としては、すごくまとまって見えやすいのですが、それはまさに視覚に問題がない人間の発想なのかもしれないので、ちょっとそこは、すみません、ちょっと御質問させていただきたいんですけども、これは機械で読むときというのは飛んだりするものですか。間違っ読んだり、テキストファイルのほうがいいのかあります。

○大瀧委員 テキストのほうがいいと思います。

今、私が、視覚障害者の方がi P h o n eを使って読上げをさせているところを見ると

によると、A4程度の文章で、横書きに上からずっと下まで、それを読み上げるのは非常にスムーズになっていると思います。

ですので、大きなこの形ですと、やっぱり箱型ですと、さっき最所さんですか、おっしゃったように、上から横に読んでいくかなというふうに思いますので、テキストのほうがいいかなと思います。

○石渡会長 何か事務局のほうでもう考えてくださっているんですか。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

資料2はこのままでやりつつ、それと併せて、今お話がありました順番に並んでいるテキストも、ホームページ上で公開できたらなというふうに考えているところでございます。

ありがとうございます。

○最所委員 ありがとうございます。

それもできるのであれば、ぜひとも。本当に見やすく、これでまとまっているのですが、その発想自体が、視覚障害がある人のことをちょっと考えていない部分があったのかなと、今、お話し聞いていて思ったものですので、ちょっと御指摘させていただくというところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、最所委員からも、また大事な御指摘をいただきましたけど、私たちは割とA3の1枚にうまくまとめてくださったなと思うんですけども、でも、多分テキストファイルとかは、文章を並べるときは、この(4)のおわりには、(3)の下に来てみたいな並びになるわけですね。だから、多分、音声変換された方は、それを聞いていればずっと分かるようなファイルにしてくださるんだろうなと思いますので、どうもありがとうございました。

あと、この概要の全体を通して何かお気づきのことは。

あと、私は川崎市民の意識の特徴を書いてある8番のところが、結構厳しい評価があるんだけど、それはむしろ人権に対しての思いがあるとか、何かこういうところは、すごく川崎の今までの蓄積だろうなみたいなのを感じて、この辺りの指摘もすごく興味深く拝見しました。

あと、何かよろしいですか。

では、概要について。事務局のほうから、さらに何かこの辺りというのがございますか。

○柏崎課長補佐 今、もし御意見が出ないようであれば、また事務局のほうに御連絡いただければと考えております。

もしあるようでしたら、ここ2週間ぐらいの間に、事務局のほうに御連絡いただければありがたいなというふうに考えます。

○石渡会長 それでは、これをじっくり御覧になって、もしまた何かお気づきのことがあれば、2週間以内くらいのところで、事務局に御連絡を下さいということですので、お願いいたします。

それでは、資料の2のほかにも、よろしいでしょうか。

では、いろいろな大事な御意見もありがとうございました。

それでは、審議事項については、取りあえず、以上でよろしい。

○柏崎課長補佐 そうしましたら、今いただいた御意見を反映した上で、資料1の答申と資料2の答申概要で確定ということで、会長、よろしかったでしょうか。

先ほど2週間以内というので、もし御意見があった場合には、各委員に御了承いただくのが事実上難しくなってしまうので、正副会長に御一任という形でよろしいでしょうか。

○石渡会長 それでは、修正していただいた後の確認等につきましては、榎副会長と私のほうでやらせてい

ただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○石渡会長 ありがとうございます。

そうしましたらば、報告事項についてお願いします。

○松本課長 それでは、報告事項といたしまして、お手元の資料3を御覧ください。

人権・男女共同参画室、松本でございます。

お手元の資料3、川崎市差別防止対策等審査会についてでございますが、差別防止対策等審査会ですが、本年4月から第3期としまして、これから2年間の任期が始まったところでございます。

その第一回目となる審査会が、先月5月14日、火曜日に開催されております。

第一回の審査会では、市長が諮問をしました104件のインターネット上の投稿につきまして、条例の規定への該当性、拡散防止措置の妥当性について審議が行われまして、5月28日付で答申をいただいたところでございます。

この答申に基づきまして、104件の投稿について、インターネットプロバイダー等の事業者に対しまして、6月10日までに削除要請を行ったところでございます。

報告事項は以上でございます。

○石渡会長 今、資料3について御説明をいただきました。

この審査会については、最所委員も参加されていますので、ぜひ、補足等をお願いいたします。

○最所委員 今回、一回で判断しなきゃいけないのが100件以上ありまして、なかなか数は多かったのですが、それでも、一応全て議論して確認ができたというところですよ。

その理由としては、事務局で、過去の判断事例をまとめていただいていて、こういうのをこういう理由でヘイトスピーチであると認定したというようなところは、委員の中で共有させていただいております。そういうのが資料としてまとまっているところはありますので、割と過去の事例、過去の判断事例に照らして、審査会の審査が、これは該当するのではないかというような議論が実際はされたというところですよ。

ですので、ある程度、もう長くやってきて、いろいろ蓄積があるというところはあるんですよ、そういう意味で、さらに判断は早くなっているというような印象は持っております。

ただ、もちろん表現の自由に関わる場所ですので、いろいろと、これは当たるのかどうかというような微妙な事案は当然ございます。そこについては、真摯にかなり突っ込んだ議論をしているというのが現状です。別に答申されたものだから、当然認めているというわけではなく、全てどこに出しても、これは多分、恐らく裁判所が判断しても認めるだろうというレベルのものについて、把握しているというのが現状です。

ただ、いろいろとこれまでの蓄積がありますので、割と判断のスピードというのは上がってきているというように感じております。

○石渡会長 御説明ありがとうございます。

今の差別防止対策等審査会についての御説明について、何か御質問や御意見がおありの方がいらしたら、お願いをしたいと思います。

○榎副会長 先ほど、この諮問事項104件について、この審査会で御判断して、その結果、プロバイダーに対して削除要請をしたということです。これはどれぐらい削除の要請に応じたか分かりますか。差し支えなければ教えてください。

○松本課長 104件につきましては、6月10日までに削除要請を行ったところでございますけれども、

今のところ全てが削除されている状況ではございませんで、今回行った事業者のうち、5ちゃんねるやライブドアブログについては、既に対応していただいたところですが、まだ少し残っているところでございます。

○榎副会長 どうもありがとうございました。

○最所委員 すみません、ちょっとその点を補足させていただくと、明らかにプロバイダーによって対応が全く違うというのが現状です。国内のプロバイダーであれば、審査会の意見を尊重して、速やかに対応していただいているというところですよ。

これまでの傾向からすると、海外のプロバイダーでありますけれども、5チャンネルに関しては、尊重いただいているという印象はあります。やはりもう端的に、この辺りのところ、私は、はっきり申し上げますけれども、やはり「X」であるとか、そういったところの対応は非常に遅いし、こちらの意見をなかなか聞いてくれないという側面は、非常に強いということです。ですので、そういったプロバイダーに対して、今後どのような対策を取っていくのかということ、やはり今後の議論として必要なのではないかとこのように感じております。

○石渡会長 ありがとうございます。

私も、もっと素朴な疑問なんですけれども、今、やっぱりインターネットの人権侵害みたいなところは問題になってきている段階で、なかなかかっちりこういう審査会をつくってやっているところはまだ少ないのかなというふうに思うんですが、もし最所委員、ほかの自治体の情報なんかも御存じでしたらちょっと教えていただきたいというのが一点と、もう一点は、今度の委員の方が第3期ということですので、これまで、もう4年間、この審査会は実績を積んでいらっしゃる。やっぱりこういう差別と判断される案件というのは増えているのかどうか、もし御存じだったら教えてください。

○最所委員 差別として判断する事例が増えているのかどうかということに関しては、ちょっとそこはなかなか答えにくいところがあります。市のほうから、これに対して対象が上がってきたものに対して、それをどのように対策するのが適切であるかということについても、審査会の意見として述べさせているというものです。

ただ、現状とすると、これまでに答申に関わったものでも、これはヘイトスピーチに該当しないと判断したものというのはございますが、ほとんどは該当するという判断をしています。

数自体は、全体としてどうなっているのかということは、当然審査会として把握はできていないものですが、その点は市のほうで適切に判断していただいた上で、必要なものを審査会で審査にかけていただく。その審査にかけるところであったとすると、少なくとも対象として上がってきたものについては、ほぼ間違いなくヘイトスピーチに該当すると。1件だけ例外がありましたけど、というような運用の実情です。

それから、他市の状況とすると、川崎市に先行して、大阪市のほうでも、条例に基づいて、行われておりました。ただ、大阪市のケースでは、手続がすごく厳格な手続を取られておりまして、川崎市の場合は、市長からの諮問があり、審査会が開かれます。大体、審査会の中で、答申案をまとめて出すという形なので、本当に早ければ2か月ぐらいで判断しているところなんですね。

ところが、大阪市の場合に関して言うと、手続を厳格に取っているというところがあるので、本当に数年かかっているという現状があります。ですから、現実的な対応、これ、先行する大阪市の条例に関して申し上げますと、そこは表現の自由に関わるので手続を厳格化しているんで、大阪のほうは駄目だというわけでは決して、そういうわけではございません。

ただ、川崎市とすると、迅速な対応ができていう現状があるので、早急な対応ということ、適切な判断と、それからヘイトスピーチの削除ということからすると、川崎市の事例においては、うまく運用されているんだろというふうには感じているところです。

○石渡会長 とても納得できる動きがされているんだなみたいなことを川崎の場合について思いましたし、あと大阪が先行しているという辺りも、やっぱり大阪は、人権の問題に関してはすごくセンシティブで動きが早いのかなというのを今ちょっとお聞きして思いましたが。

○大橋委員 質問なんですけど、この会議は一般的な方が公聴できるんですが、このような会議は、一般的な普通の人は公聴できない。

○最所委員 これはそうですね。

○大橋委員 どういうシステムになっているのか。

○最所委員 審査会の審議の状況については、個人のプライバシーに関わる場所というところがあるので、も公開されておりません。当然、もちろん議事録とかも作られているのですが、議事録も公開文書になっていないと思うので、そこはちょっとなかなか。ですから、公開されていないものがあるので、かなり突っ込んで議論しているというところはございます。

○松本課長 ちょっと補足させていただきますと、会議自体は公開しておりませんが、会議の審査会の結果や、今回の104件の概要とか、そういったものは、後日ホームページのほうにアップしておりますまして、市民の方が御覧いただけるような形にはなっております。

○大橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○平井委員 これはどのくらいの間隔で審議されるんですか。

人権擁護委員をしまして、法務局でもインターネットの削除とかをやっているわけですが、川崎市のこの審査会は、どう程度の期間とか、どういう形で。

○最所委員 今、おおむね多分二、三か月に一回ぐらい。

○平井委員 二、三か月。

○最所委員 はい。これは市のほうから諮問があった段階で開かれるということになっていますので、諮問がなければ開かれませんが、あれば開くと。今までのところだと、大体2か月か3か月に一回ぐらいのペースで行われてはおります。

○石渡会長 ありがとうございます。

今いろんなところでも関心があるところかと思いますが、川崎の状況について、とても明確になりました。ありがとうございます。

それでは、資料の3の関連については、ほかに何かお気づきの、よろしいですか。

(なし)

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項は取りあえずこれだけですので、その他ということで、事務局から何か連絡とかはございますでしょうか。

○柏崎課長補佐 先ほども少しお伝えしましたが、本日確定しました答申につきましては、8月21日に会長、副会長より、川崎市長に直接手交をするという予定となっております。

○石渡会長 ありがとうございます。

ということで、8月21日に榎副会長と市長にお渡しをするということで、かなり緊張しておりますけれども、きちんとお渡しできるようにと思います。

何か榎副会長のほうで、この辺りをみたいのがあれば、報告に関して。

○榎副会長 しっかりと手渡ししてまいります。

○石渡会長 では、今の榎副会長のお言葉を私もしっかりと。

そうしましたらば、それでは、今日用意していただいた議題に関しては、取りあえず、以上ですか。

何か堀井委員の声を全然聞いていない感じで、ちょっと全体の感想とかも含めて何か。

○堀井委員 今日、答申の資料をちゃんと紙で見て、すごいちゃんとしたものができていて、私の小さな声もちゃんと入っていたことがとってもうれしくて、やってよかったなとすごい思いました。声がきちんと市長に届いて、そこからしっかり市民につながって行って、本当に少しでもいい川崎になったらいいなと、とっても思いました。ありがとうございました。

○石渡会長 またとても大事な御指摘をいただいたと思うんですが、しっかり市長に報告するとともに、本当にこのまとまったものをどうこれから現実にしていくかというところが大事かと思ひますので、また皆様、いろいろな面で御協力をお願いするかと思ひます。

あと、これまでのところ、全体を通して何かお気づきのことがあれば、最所委員、何かございましたら。

○最所委員 いえ、私のほうから特にございません。

○石渡会長 じゃあ、どうぞ、大橋委員。

○大橋委員 これまでのことというか、これからのことなんですけど、これを8月21日に答申としてお渡しするんですけど、その後、これはみんな抽象的なので、具体的な方法、それが考えられて実現すると思うんですけど、なるべく私も自分の目にそれをとどめたいなとは思っております。

具体的にどのようなものになっているのかというのが、私たち全員、私にとっては楽しみだなとは、今のところ抽象的なことばかりで具体的な何時とかありましたけど、具体的には本当に大変なことなんだろうなとは思っておりますので、自分の目に触れるのがどんな感じなのか、楽しみにしています。

○石渡会長 でも、本当にそのところは、ほかの委員の方も気になっているところかなとは思んですけど、これをどう具体化するかとかについては、幾つか案があるのかとか、あるいは、さらにこれから検討するのとか、事務局のほうでは何か今、方向性があるかどうかは、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○松本課長 本協議会の中でも度々御指摘いただきました、インターネット上のヘイトスピーチというところで、今、私どもでも対策という中で、啓発をやったり強くやっていかなければいけないということで強く認識しているところでして、今回の協議会の中でも御審議いただきましたことも踏まえて、また今後答申で出していただくことも踏まえまして、実は、今年度中から、ヘイトスピーチの解消に向けたネット上の啓発というのを展開していけるように、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○羽田野課長 今、具体的なものを一つ、松本から御紹介させていただきましたけれども、私ども人権・男女共同参画室の事業そのものが啓発に関わるものばかりですので、その事業を進めていくということ、また、その内容につきましては、こちらの協議会に御紹介させていただくことになると思ひますので、先ほど大橋委員の御発言にもありましたように、皆様の目に触れるような形になりますし、我々市役所としては、そういった取組内容について、外に向けて発信していくように考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、この検討して事務局になってきた男女共同参画室というのは、そもそも人権啓発についてもいろんな発信をしていらっしゃるし、蓄積もあるということですので、これからまた具体化をしていくってくださるということですが、何か特にこんな点をとかという御要望とか

があればぜひ。多分、これからまた何かお気づきなことがあれば、ここの事務局に御連絡をすると受け止めていただけるんだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、事務局がきれいにまとめてくださったので、スムーズに進行できてしまいまして、取りあえず今日の審議事項については以上でよろしいのかなということですが、何か事務局から。

○羽田野課長 本来であれば、室長の長沼から皆様にお礼を申し上げるところだったんですが、大変申し訳ございません。ちょっと別の用件でこの時間は来られなくて、私が代わりにお礼を申し上げたいと思います。

本日の協議会をもちまして、第2期の川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は終了となります。委員の皆様におかれましては、2年間の間、本市の人権施策全般について、活発な御意見をいただき、また、効果的な人権啓発手法について答申をいただくことになりまして、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

○石渡会長 ということで、第2期は今日で終了ということになりまして、私も、お二人の委員の方が今日から新規でというように、うんと思ったりしたのですけれども、取りあえず、そういうことになるんだそうです。でも、今日は、一応第2期の最後ということなので、皆様から、これまでいろいろ検討してきた中での感想とか、一言ずつお言葉をいただければというふうに思いますが、じゃあ、堀井委員にまたお願いしちゃっていいですか。

○堀井委員 何か今、改めて会長から2年と聞いて、そうか、2年たったんだなと思ったんですが、本当に何か初めてで、市民委員と分からずに入って、でも、本当に温かく迎え入れてくださって、小さな言葉もちゃんと耳を傾けてくださって、それからまた先生方も素晴らしい発言がたくさんで、おどおどすることがあったんですが、それをしっかり私もちゃんと自分なりに市民として受け止め、少し成長できたかなと思っています。

ここに携われたこと、本当にありがたく思っています。2年間、ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。でも、本当に堀井委員のお立場でなければお聞きできないような御意見をたくさん話してくださったなと感謝しています。ありがとうございます。

それでは、最所委員。

○最所委員 この話をしている、もう2年間たったのが本当に驚きであります。当初、なかなかいろんなところに、あまりテーマが大きかったものですから、いろいろ広がっていて、本当に最後、答申がまとまるのかなと、ちょっと若干不安に思ったところもあるんですが、さすがにそこは会長、副会長がおまとめいただいて、こういう形で答申をまとめることができ、本当に素晴らしいと思いました。

なかなか啓発というのは、ある種、企業でいったら広告の分野に当たるわけですが、今、ネットとかは、内容よりも、とにかく、中でも出てきましたけど、アテンション・エコノミーということで、着目を、見る人を集めると。それだけのほうに行っちゃっている。そういうのが横行している中で、真に価値のある内容をどうやって伝えていくかは、なかなか難しい問題だと思います。

その中で、行政としてできること、費用をかけずにできることについて考えてみると、意外といろんなことができるなというのが、この会議を通して分かったということです。本当にこういう機会に参加させていただいてありがとうございました。非常によい2年間だったというように感じております。

○石渡会長 ありがとうございます。でも、やっぱりこの審議というのは、本当に委員の皆さんがいろんなお立場から参加して下さって、本当に貴重な発信をしてくださったのが大きかったし、事務

局も本当に丁寧に委員の皆様の御意見を受け止めるだけじゃなくて、すごく講師の方の御紹介なんかも含めて、事務局がまた情報をきっちり集めてくださったのもすごく大きかったんじゃないかなと、私は思いました。

榎副会長につきましても、もうこの憲法が専門で、すごく活躍をしてくださったんですが、会長は非力で申し訳なく思っております。

すみません。余計なことを言ってしまうまして、じゃあ、大橋委員に一言、お願いしていいですか。

○大橋委員 2年間、ありがとうございました。何回か休みまして、申し訳ありませんでした。

最初に、差別の表、差別の表といったら変ですね。いろんな問題があるというA3のたくさんの表を見たときには、どうなることかと思ったけれども、いろいろ整理してきて、今は客観的にその表がきつと見られるんじゃないかなと。本当にみんなの一人一人の心の中の優しい気持ちが大きくなればよいなとは、私も実は差別しているようなところがあります。

やっぱり自分は、そうだなと、自分はこういうところで差別をしているんだなというふうに思っています。なかなかそれはゼロにはならないと思いますけど、これからも事あるごとにそういう自分の気持ちを顧みて、あまり自分は偉い、差別ないなんて思わないようにやっていきたいと思っています。

ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございます。またすごく大事なことを言ってくれたと思うので、やっぱり児童虐待なんかのたびに、しつけか、それとも虐待かとか、教育とか、いろいろ言われたりしますけど、結構私たちがむしろこの人のためにみたいに思っていることが結構差別とか虐待とか侵害になっていることが多いんだなみたいなの、今の大橋委員の言葉ですごく納得しちゃいました。ありがとうございます。

大漣委員、何かございましたらお願いします。

○大漣委員 私どもは、障害者協会のほうからこういう会があるので出てくださいと言われて、あまり深く考えずに、軽はずみでこのメンバーにさせていただきました。最初は、そうですね、言葉の単語ですね。単語もとても日頃、あまり聞きなれないような言葉がありまして戸惑いましたが、これちょっと、それはそれなんですけど、私たちやっぱり障害者サービスということでかなり運動をしております。

例えば、最近というか、いまだに盲導犬をお店の中に入れさせてくれない。特にレストランとかそういうところですね。それも、今までは努力義務であったんですが、それが義務化されたというような、いろいろ差別について正しい、皆さんが正しい認識をしていただけるようになりました。そういう条例とかになるために、やはりこういう会があったんだなと、つくづく思っております。

今後とも、そうですね、私の場合は、障害者差別がなくなるべく、なるべくじゃないですね。なくなるように、皆さん頑張っていたきたいと思います。本当に2年間、何も役に立ちませんでしたけれども、ありがとうございました。

○石渡会長 大漣委員、ありがとうございました。でも、そういうことを気づいていただけたのが、とても大きかったと思いますので、ありがとうございます。

それでは、榎委員。

○榎副会長 この協議会では、効果的な人権啓発手法ということで、これだけ啓発について考える機会を得たということだけでも、とても私にとっては貴重な経験で大変勉強になりました。

憲法が専門なものですから、人権啓発というのをしっかりと勉強してきたつもりですけど

も、やはりこれだけいろいろなことを委員の皆さん、事務局の皆さんと一緒に考えられたということは幸福なチャンスを得たのだろうと思っています。

あとは、これをどう生かして、川崎がさらによくなるかということだと思いますので、この場で言うのは変な表現ですけど、ちょっとドキドキもしております、うまくいってほしいとか、うまくいかないといけないことがたくさんあるんだろうなと思いますので、私にも何らかの形で川崎の取組を見守っていきたいと考えております。

2年間、どうもありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。

法律が疎くて、人権に関わっている私としては、榎副会長や最所委員がいらっしゃることが本当にありがたかったです。とにかくこの2年間、啓発というところで、なかなか皆さんおっしゃるように、これだけまとめているところはないと思うんですけど、きちんと方向性が示されて、学びの多い場で感謝しています。皆さん、おっしゃるように、これをどう現実のものにしていくかというところは、本当にこれから期待をしたいなみたいに思います。

ということで、前からの委員にそれぞれ御発言をいただいたので、では久々津委員。

○久々津委員 私は、先ほど御案内のとおり、本日からではあったんですけども、まず、今回のいただいたお話、この中身に、改めて先ほど分かりやすいですとお話ししました。

啓発、私の立場で、川崎市の社会福祉協議会ということで、先ほど大橋委員の言葉にありましたけれども、誰もが加害者になり得るようなということもあるし、被害者になり得ることもあるというようなことを記載いただいたようなお言葉をいただいたかなと思います。

私どもの協議会というのは、加盟いただいている団体の皆様で、児童・子供関係から高齢者、障害者、先ほど大橋委員のお話もありましたけど、そうした実際に支援が必要な方々がたくさん関わるような団体ですとか、個人ですとか、いろいろな方が御参加いただいております。そうした意味では、今回の件にまとめるところについては、今回の議論には参加していなかったんですけど、私の前任が同じ立場の者ですし、ここできれいにまとめたということもありまして、協議会の中で、改めて、今回は特にテーマが啓発の部分でございますので、広めていきながら、この対象者という意味でも、誰にとか、あるいは誰がなんていうのはいろいろありますけれども、まさに関わってくる部分かなと思いましたので、しっかり広めていけるようにしたいかなと思います。

今回、この協議会から答申をすることでもって、市としてどう対応するというのは、先ほど事務局のほうからもお話がありましたけれど、それを踏まえながら、必要な、微力ながらできることについてはしていきたいかなと思いました。

○石渡会長 久々津委員、ありがとうございます。社会福祉協議会もいろんな意味で福祉協議とかやっているの、ぜひまた御協力いただければと思います。ありがとうございます。

じゃあ、平井委員、お願いいたします。

○平井委員 私、人権擁護委員協議会というので、川崎と、法務省がやっている人権擁護委員という組織なんですけど、ずっと昔から、70年前からあるという組織なんですけど、実は私もなる前は知りませんでした。そういう民生委員とか保護司というのは分かっていたんですが、やっぱり前回、今までやっていただいた峪さんは、古くからもう人権擁護委員をずっとやっていただいて、今年3月で任期ということだったんですけど、川崎市で選ばれた人権擁護委員というものを実際にやっているんですけど、今、ここで答申されて、川崎市と人権啓発活動地域ネットワーク協議会ということで、人権についていろいろ一緒に活動させていただいているので、もっともっと今後も川崎市が答申を出され、こういう形で川崎市に答申を出されたので、私た

ち人権擁護委員協議会の法務局と一緒にあって、できることがもっともっとやらなきゃいけないということを思っています。

川崎市の中で、私たちは活動したいというのが基本なので、そういう意味では、今回、こういう形でまとめていただいたので、ますます川崎市と協力しながら、活動が、啓発活動も相談もいろんな形でやっていけるんじゃないかなと思って期待しています。今後ともよろしくお願いします。

○石渡会長 平井委員、ありがとうございました。人権擁護委員というのは、法務局から任命をされ。

○平井委員 委嘱されて、またすみません。私も会長にはなっておりますが浅いものですから。一応、各区から選ばれて、そして、川崎市で一応承認していただいて、法務省の法務大臣から委嘱はされているボランティアとしてなんですけど、そういうのをもうちょっと啓発しなくちゃ、自分たちも啓発しなくちゃいけないというのがありますので、この中で峪が活動されて、この会議で参加させていただいたということは、すごく意義があることだなと思っていますので、これからも続けていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○石渡会長 ありがとうございました。

ということで、やっぱり川崎市から選ばれているということですので、これまでの成果などを現実なものにするところでも御協力をいただけるということで、ありがとうございました。

それでは、皆様、本当に一言ずつということでしたけれども、またそれぞれのお立場でなければ聞けないいろんな御意見を聞いてきたと思います。本当に2年間、ありがとうございました。またこれからもよろしく申し上げますということで、では、事務局に進行をお返ししてよろしいでしょうか。本当に皆さん、ありがとうございました。

○羽田野課長 石渡会長、榎副会長、委員の皆様、長きにわたりまして活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を終了いたします。本当にありがとうございました。